

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年五月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年五月二十七日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小 川 裕 嗣

- | | | |
|---|-------|-------|
| 一 | 道路の種類 | 県道 |
| 二 | 路 線 名 | 越谷野田線 |
| 三 | 道路の区域 | |

新	旧	旧 新 別
北葛飾郡松伏町大字田島字中東六五三番一 地先から 同郡同町大字田島字中東四五四番一 地先まで		区 間
二五・二〇〇 二七・二〇	二五・二〇〇 五二・三七	敷地の幅員 (メートル)
三二六・九〇		延長 (メートル)
令和六年三月一 九日付け埼玉県 越谷県土整備事 務所長告示第三 号で告示した道 路予定区域の変 更である。		備考